

秋田県立秋田技術専門校 昇降機保守点検業務委託 特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 昇降機保守点検業務委託
2. 業務場所 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4番地の53 秋田県立秋田技術専門校
3. 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書平成30年版（国土交通省大臣官房営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という）による。

II. 業務範囲

1. 業務対象設備仕様

(1) 主仕様

- ・製造者 三菱電機株式会社
- ・型式 油圧式エレベーター（YB－VPE） 1基
- ・製造年 平成13年2月設置
- ・用途 乗用
- ・停止階数 1～2階
- ・積載量 750kg
- ・速度 45m/分

(2) 付加装置

- ・車いす仕様
- ・地震時管制運転装置
- ・停電時自動着床装置
- ・音声合成アナウンス装置
- ・遠隔監視機能付き

2. 契約方式 POG契約とする。

3. 点検回数 遠隔監視装置による点検においては毎月1回行うこと。また、3か月に1回、技術員を派遣し点検を行うこと。

4. 点検内容 共通仕様書による。

III. 提出図書

1. 建築保全業務計画書 契約後速やかに
2. 業務責任者通知書 契約後速やかに
3. 作業届 作業実施3日前まで
4. 委託業務完了通知書 作業実施後

IV. その他

【消耗品・修理品】

1. 消耗品以外の部品については発注者が負担する。ただし、保守上の不備等受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。
2. 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
3. 修理品は、製造者指定用品を使用し、製造者仕様以外の改造は行ってはならない。

【事故等の措置】

1. 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時、又は遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。
2. 本エレベーターは、遠隔監視システムを有しているため、エレベーター保守管理会社はここからの信号を情報センター等で受信可能なこと。遠隔監視システムに要する回線の確保、費用等は受注者の負担で実施すること。
3. 情報センター等では、かご内のインターホンと直接通話できる装置を具備していること。

【点検技術者】

1. 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者2名以上で行うこと。

【協議】

1. この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。